

相談料  
無料

期間

10月2日 ~ 10月6日



# 台風7号被災者 電話法律相談

申込電話番号

☎ 075-231-2378

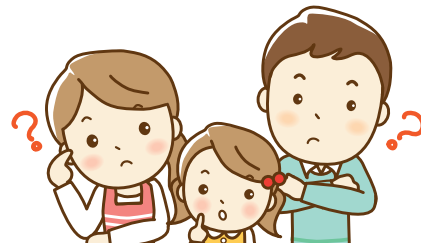
受付:9:15-12:00/13:00-16:30(平日)

弁護士が  
お答えします

令和5年8月に日本列島に上陸し、大雨により多大な被害を発生させた台風第7号により被災された方に対し、弁護士による無料法律相談を実施します。

どんな相談に乗ってくれるの？

どうやって申し込むの？



- どのような支援制度があるの？
- 保険会社から提示を受けた保険金が少ないけど、増額できないの？



- 罹災証明書で全壊とされたけど、どうすれば良いの？
- 隣地の山が崩れて土砂が自分の土地に入ってきた。撤去費用は誰が負担するの？



- 被災した家屋を解体した場合、固定資産税は上がるの？
- 住宅ローンが残っているけど、リフォームのローンも組んで返していける？

01

京都弁護士会までお電話ください

台風7号被災者であり、法律相談したい旨お申し出いただくとスムーズにご案内できます

02

担当職員が受付をさせていただいた後、原則当日中に担当弁護士から折返しお電話いたします

03

電話口にて、担当弁護士が相談をうかがいます  
相談時間：原則 30分

対象

令和5年台風7号により被災された個人・法人

こういったご相談に  
幅広く対応いたします。

—お問い合わせ—  
☎ 075-231-2378

平日9:15-12:00/13:00-16:30



京都弁護士会  
KYOTO BAR ASSOCIATION